

令和7年度 市民相談等日程表

相談名	相談内容	相談員	場 所	方法	西区役所 くらし応援室	北区役所 くらし応援室	大宮区役所 くらし応援室	見沼区役所 くらし応援室	中央区役所 くらし応援室	桜区役所 くらし応援室	浦和区役所 くらし応援室	南区役所 くらし応援室	緑区役所 くらし応援室	岩槻区役所 くらし応援室
					Tel 620-2626 Fax 620-2762	Tel 669-6026 Fax 669-6162	Tel 646-3026 Fax 646-3162	Tel 681-6026 Fax 681-6162	Tel 840-6026 Fax 840-6162	Tel 856-6136 Fax 856-6273	Tel 829-6049 Fax 829-6231	Tel 844-7136 Fax 844-7270	Tel 712-1137 Fax 712-1272	Tel 790-0128 Fax 790-0262
法律相談(民事一般)	民事問題全般 ※刑事事件を除く	弁護士	予約制	面談・電話での相談	第1・3火曜 第2・4金曜 13:00～17:00	第1木曜、第2水曜 第3金曜、第4水曜 13:00～17:00	第1木曜、第2火曜 第2金曜、第3木曜 第4水曜 13:00～17:00	第1・3木曜 第2・4金曜 7～12月の第3火曜 13:00～17:00	第1・3火曜 第2・4木曜 13:00～17:00	第1・3金曜 第2・4水曜 13:00～17:00	第1火曜、第2木曜 第3月曜、第4木曜 6～11月の第4月曜 13:00～17:00	第1水曜、第2月曜 第3水曜、第4火曜 偶数月の第3月曜 13:00～17:00	第1月曜、第2火曜 第3金曜、第4火曜 13:00～17:00	第1・3水曜 第2・4月曜 奇数月の第4金曜 13:00～17:00
法律相談(多重債務)	クレジット・サラ金・銀行ローン の 債務に関する相談	弁護士				第1火曜 13:00～17:00	第2月曜 13:00～17:00					第3木曜 13:00～17:00		
税理士の相続税・贈与税相談(★) 〔関東信越税理士会〕	相続税・贈与税	税理士					第3火曜 13:30～16:30		偶数月の第2月曜 13:30～16:30			第2金曜 13:30～16:30		
借地・借家相談	借地・借家に関する相談	専門相談員 (司法書士)					第1・3水曜 13:30～16:30							
司法書士の 登記・法律相談(★) 〔埼玉司法書士会〕	登記、成年後見書類作成、簡 易裁判所の調停・和解、クレ ジット、サラ金※法律相談は認定司 法書士・140万円以内の紛争に限る	司法書士			第3水曜 13:30～16:30	第2月曜 13:30～16:30	第3金曜 13:30～16:30	第2水曜 13:30～16:30	第4水曜 13:30～16:30	第2木曜 13:30～16:30	第3火曜 13:30～16:30	第1木曜 13:30～16:30	第3木曜 13:30～16:30	第2火曜 13:30～16:30
土地家屋調査士の 登記相談(★) 〔埼玉土地家屋調査士会〕	境界調査、測量、分・合筆新 築・ 増築・取壊しに関する登記	土地家屋調査士					第4木曜 13:30～16:30		第4水曜 13:30～16:30		第2金曜 13:30～16:30			第2火曜 13:30～16:30
行政書士の相続遺言・ 内容証明相談(★) 〔埼玉県行政書士会〕	内容証明・遺言書等 法的権利義務書類作成・ 成年後見制度等(任意後見)に 関わる事項	行政書士				第4木曜 13:30～16:30	第4火曜 13:30～16:30		第3金曜 13:30～16:30			第2火曜 13:30～16:30	第1木曜 13:30～16:30	第4水曜 13:30～16:30
社会保険労務士の 年金・保険・労務相談(★) 〔埼玉県社会保険労務士会〕	老齢・障害・遺族年金、 健康・雇用・労災保険、 解雇・賃金未払い等	社会保険労務士				第2金曜 13:30～16:30				奇数月の第1火曜 13:30～16:30	奇数月の第1月曜 13:30～16:30	第4月曜 13:30～16:30	奇数月の第2水曜 13:30～16:30	
外国人生活相談 (Consultation Services for Foreign Residents)	外国人の日常生活に 関する相談 直通 Tel 646-3097	専門相談員	先着順	面談 相談での			月～木曜 9:00～12:00	月曜:英語・タガログ語 火曜:韓国・朝鮮語 水曜:英語・ベトナム語 木曜:中国語						
行政相談(★) 〔さいたま行政相談委員連絡協議会〕	行政などへの苦情や意見、 要望等	行政相談委員					第2金曜 9:00～12:00		第3木曜 13:30～16:30		第2水曜 13:30～16:30			第3火曜 9:00～12:00
交通事故相談 ※犯罪被害に関する相談は、 市民生活安全課交通安全係 相談専用Tel 829-1213	交通事故に関する 示談・損害賠償等	専門相談員	先着順	面談・電話			月・水・木曜 9:00～12:00 13:00～16:00 受付は15:30まで 水曜は午後のみ							

●注意事項

- ※予約制の相談受付は、相談日の40日前から7開庁日前までです。直前の場合、各区役所くらし応援室へお問い合わせください。
- ※相談員の資格の範囲外のご相談にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ※予約制以外の相談受付は、終了時間の30分前までです。
- ※市外の方、法人及び係争中及び調停中の相談は受けられません。
- ※予約制の相談は、種別毎に1人年度1回に限ります。
- ※★印の相談は、さいたま市より補助金を交付し、各団体において実施しています。
- ※日時は変更になる場合があります。また、祝・休日と重なった場合は、前後の週に実施するか、相談を休止することがあります。
- 詳しくは、市報さいたまの無料相談のご案内ページをご覧ください。

●各種相談に関する問合せ

西 区:Tel 620-2626 北 区:Tel 669-6026 大宮区:Tel 646-3026 見沼区:681-6026 中央区:840-6026
桜 区:Tel 856-6136 浦和区:Tel 829-6049 南 区:Tel 844-7136 緑 区:712-1137 岩槻区:790-0128